

平成22年度 第2回 新上五島町行財政改革推進委員会

日時 平成22年9月28日(火) 13:30~16:30

場所 新上五島町役場 3階F会議室

## 1.出席者

新上五島町行財政改革推進委員

出口会長、今村委員、柴田委員、道津委員、原節子委員、松村委員、森下委員、山口委員、吉川委員、吉村委員、吉山委員

## 2.次第

(1)委嘱(前回欠席委員)

(2)委員自己紹介

(3)前回議事概要の確認

(4)前回配布資料の補足説明

(5)前回配布資料に関する再質疑

(6)第1次行財政改革大綱の達成率と効果額の報告

(7)今回の検討テーマに関する実績報告

・財政の健全化(財政運営の適正化)

・定員管理と給与の適正化等

~休憩~

(8)長期財政見通し収支計画の説明

(9)「次第7・8」に関する質疑及び意見交換

(10)次回の開催日について

## 3.主な内容

### 【町長挨拶】

どうも皆様こんにちは。さわやかな秋晴れという中で、第2回行財政改革推進委員会に出席いただきましてありがとうございます。

ここでお詫びをしたいと思います。第1回行財政改革推進委員会では離島振興の会議で長崎に出張だったため、私が不在で大変失礼いたしました。

実は、今回も今日東京から帰ってきたんですけれども、離島振興法が平成24年に失効してしまうので離島振興法を延長しようという中で、今年と来年の半年が山場であります。離島振興法を確実にあと10年間延長してもらいたいと、今、検討会を立ち上げておりまして、全国の離島市町の中から私が町の代表で佐渡市長と屋久町長との3人が行政の代表として入っており、あとはほとんど専門の大学の先生ばかりです。

これまでの離島振興法ではなくてまったく新しい発想で、例えば高速道路の無料化や千円・二千元という話が出ておりますが、本土との運賃を同じようにして航路・空路の関係を根っこから変えていかないと、公共事業をやってもソフト事業を展開してもコストが非常に高いというのはまったく変わらない、ここを変えなければいけないという話をさせていただき、大学の先生からも同調するような意見が出てきました。

今、尖閣諸島や竹島の問題で色々論議されております。日本が島を大事にこなかつたつけが回ってきているということで、無人島であろうが有人島であろうが日本固有の領土

や領海、本土面積の10倍近い広さを持つ海洋を大切にしていかなければいけないという意見が出ておりますので、改正に向かって協議を続けていきたいと思っております。

平成17年に行財政改革推進委員会を作りまして、今いらっしゃる出口会長をはじめとして、今村さん、柴田さん、道津さん、荒木さんの5の方が当時、委員を引き受けてくださったわけですが、その委員会から出た提言をもとに行財政改革大綱を作り、実施計画を作ったので、この5年間忠実にやってまいりました。行財政改革に理解を示していただいた町民の皆様方、辛抱に辛抱を重ねていただいた事業者の皆様方、そして給与の削減に協力してくれた職員等、町民全体の協力のおかげで何とかここまでやってきたわけでありまして。

ただ、今は非常に厳しい状況が続いておりまして、国の経済対策が落ち続けており、ここに来て息切れが出てこようとしております。菅政権においては補正予算を組むということですが、公共事業ではなく医療や介護、環境に特化して、将来の成長戦略に繋がる補正予算を組むということでありまして。これに期待しなければいけないし、離島振興としてはまだまだ整備が出来ていない公共事業についても予算を組んでいただきたいと思いますところなんです。

皆様方に委員を引き受けていただいたわけですが、心からお礼を申し上げたいと思います。この6年間やってきた中で色々な意見がありまして、まだまだこれからも行財政改革を進めていかなければならないと思っておりますので、ぜひご意見をお願いしたいと思います。

それから、出口会長には今回も会長を引き受けていただきまして、ありがとうございます。県の元出納長ということで行財政全般に詳しく、行政の立場を分かっている方です。現在は長崎バスの常勤監査役ですから、民間の経営もしっかり分かっています。この両面から色々見ていただきたいです。まさに適任だと思っておりますのでぜひよろしくをお願いしたいと思います。

これから何回となくこの委員会が開かれるということで、皆様方には大変ご苦労、お手数をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

～ 会長代理の選任 ～

( 田村達夫氏を会長代理に選任 )

#### 【議長】

前回配布資料について、事務局から補足説明したい旨の申し出がありましたので、お願いします。

#### 【事務局】

前回の会議の際に、8月22日の長崎新聞「ながさきインサイド 検証 市町村合併」の中の、町の職員についてご指摘がありました件について説明させていただきます。

皆様のお手元には、右端に1とインデックスがつけられている分が今回の説明資料となりますので、そちらの方をご覧ください。

長崎新聞では、職員数(普通会計)の類似団体との比較で、新上五島町におきましては、平成21年4月1日現在で439名、類似団体職員数は164名で比較すると275名となっております。その数値の出所が、本日お配りしている様式1 大部門以上定員管理診断表、次の2～3ページにまたがるものでございます。

まず、新聞と同様に職員数の増減の分で、平成21年4月1日現在の職員数Bの欄の普通

会計が439名ですが、これが長崎新聞で報道された439名でございます。大部門の議会の方から申し上げさせていただきますと、議会で4名、総務関係で103名、税務関係で19名など各部門ごとに数値が示されておりますが、その数値が439名であります。その下になります。病院や水道関係等に勤めている職員の数値が公営企業等会計となります。その75名の合計を含めまして514名の職員数となります。

右の方に「単純値及び修正値により算出した職員数との比較」とあります。まず左側に「単純値による比較」とあります。その上に類型、団体コード、都道府県名、市区町村名とありますが、類型とは人口や産業に合わせて町村の同じような団体をあらわすもので、本町は「町村 V - 2」という型に当てはまります。そこで比較した場合、単純値による比較の場合には、単純値×1万分の住基人口では、新上五島町の平成21年3月末の人口が住民基本台帳人口として2万3782名になっております。その計算式に合わせますと、長崎新聞で出されておりました普通会計ベースの数値が164名になります。先ほどのBの欄、439名から164名を引いて275名が超過しています。この分につきましては、2・3ページの様式2中・小部門定員管理診断表の一番左に大部門という欄があります。大部門に振り分けられた場合に、その数値を類似団体と比較した場合の数値の平均値としてあらわされるのが、先ほどの単純値比較ですので、これは概ね状況を把握するための数値として用いられます。

1ページに戻りまして、右側の枠の「修正値による比較」これが修正値×1万分の住基人口で、この分で普通会計のトータルはF欄で215名となります。先ほどの164名と比較すると、51名程度職員数が増えます。その分だけ超過数もマイナスになりまして、224名になります。

この主な内容は、先ほどの2・3ページを見ていただきますと中部門と小部門があります。中部門を見ますと、議会はそのものが1つでありますので、中部門においても議会となり、職員数も変わりません。総務の中には、総務一般、企画開発、住民関連、その他という数値が入ってまいります。今回その部門の中にも各分野がありますので総務一般では、総務一般、会計出納、管財、行政委員会、また住民関連におきましては住民関連一般、防災、広報広聴、総合窓口所管の戸籍等窓口と細分化されます。ここを捉えた上で平均値を出された数値が、先ほどの修正値による比較にかかりまして、そのトータルが普通会計では215名となります。行政部門において、細かい業務が多数ありますので、大部門よりも細かい中部門または小部門の職員数の比較が修正値に用いられたように、行政においてはそれが適切ではないかと捉えられております。

次に、4ページに移ります。今後の定員適正化の問題もありますが、本年4月1日現在で「合併後の職員増減見込み」を各年度の4月1日現在ごとで比較しております。これは最後の協議課題の中であがってくると思っておりますので、説明は省略させていただきますが、平成22年度の4月1日現在では493名となります。この分につきましては、教育長の1名が加算されておられませんので、職員の換算をする時には494名となります。しかし通常の職員数の換算にあたりましては、このような数値になりますのでご了承をお願いいたします。

以上で簡単ではございますが、定員管理についての説明を終わります。

#### 【議長】

引き続きまして、今の説明も含めて、前回配付された資料について、改めて質問がありましたら事務局に説明を求めたいと思っておりますが、何かありませんでしょうか。遠慮なくどうぞ。

**【委員】**

修正値というのは、分かりやすく言えばどのような意味なのでしょう。

**【事務局】**

2ページをご覧ください。先ほども申し上げましたように、修正値は中部門と小部門のカウントがその修正値の数値を出す時に出てきます。総務一般の場合、平成21年度の場合は51名となっております。議会は4名、会計出納は5名のように、中部門・小部門で出てきた数値が、先ほどの類似団体と比較した場合の平均値を捉えた場合にという形で、平均値としてのあらわし方が先ほどの修正値で出てきます。

**【委員】**

行政については、大体この資料で全体の割合を出していると思います。逆に考えた場合、労働分配率というのがあって、それが概して50%、35%とか、人件費の総額面で考えて、採算人数を割り出していくんですけれども、そういう金額的な考え方というのも行政の中では総人件費ですとか、全体的な予算の中の収支とかで決められていますか。

**【事務局】**

結論から申しますと、総人件費的な発想ではしておりません。やはり部門ごとに行政体の力を入れる部門とか、通常の団体と同じレベルで良い部門とか、職員配置が決まっています。ただ、今職員数が合併によって多くなっています。旧町時代の類似団体と比較しますと、部門によっては多い所、少ない所ありますが、大体類似団体とイコールの数値です。今一時的に合併によって職員が増えている状態ですが、総人件費から考えると、本来の一自治体としてあるべき職員数が類似団体の数値と仮定すれば、総人件費は超過となっている状況です。

**【委員】**

2ページ目で各課の詳細が記されていますが、衛生一般において平成21年4月1日現在の職員数が24名となっておりますが、どのような内訳となっているのでしょうか。それと例えば、給食センターに勤められている方はこういった所に入るのか、学校関係で義務教育の職員数は学校の先生ではなく用務員の数なのか、旧若松町の渡海船やバスの運転手はどういったところに入るのでしょうか。

**【事務局】**

衛生一般の分につきましては、環境課の職員、健康保険課で衛生部門に所属している職員が衛生一般に入っております。3ページの保健体育の中に給食センターという部門があります。そこで雇われている調理員の方は給食会の職員ですので、ここに4名とあげられているのは各所長となります。それと義務教育の職員数は用務員の数です。バスの件につきましては、教育委員会の方でスクールバスの運転手としてカウントしております。1ページの中で、交通の欄に3名というのがあったのですが、そちらは旧若松町の船舶の職員を3名こちらにカウントしておりますけれども、バスの運転手につきましては、教育委員会部門の方でスクールバス関係としてカウントしております。

**【委員】**

教育委員会の内訳はどこに記してあるのでしょうか。

**【事務局】**

3ページの教育一般の方になります。具体的には、特別会計として会計にあるのですが、この場合には教育としましての研修という形ですので、そちらの方で分けさせていただいております。

**【委員】**

次回でいいので職員配置の詳細を教えてくださいませんか。それから、給食センターは職員の中には入っていないのですか。

**【事務局】**

それぞれの給食センターの調理の方は、給食会の職員ですので、町の職員には入っておりません。

**【議長】**

それでは、次に「第1次行財政改革大綱の達成率と効果額の報告」をお願いします。

**【事務局】**

それでは、第1次行財政改革大綱の達成率と効果額についてご報告いたします。資料3の「平成21年度行財政改革実施計画(概要版)」と書かれた資料をご覧ください。これは、資料4「平成21年度新上五島町行財政改革実施計画(集中改革プラン)進捗状況」の概要をまとめたものです。

1の行財政改革実施計画ですが、行財政改革実施計画とは、「新上五島町行財政改革大綱」に掲げる「財政の健全化」「人材の育成」「事務事業の整理合理化等」「民間委託の推進」「組織・機構の見直し」「定員管理と給与の適正化等」「町民との協働に向けた環境づくり」の7つの基本方針に沿って実施すべき重点項目について、その具体的な改革内容、スケジュール及び目標を明らかにしたものです。

次に、2の行財政改革実施計画の期間ですが、この実施計画の期間は、平成17年度から平成21年度の5カ年で、平成21年度は最終年度の取組となります。

3の行財政改革実施計画に掲げた取組の進捗状況ですが、平成21年度及び5カ年の進捗状況を把握し、5段階で実績を評価しました。その概要は次表のとおりです。上段の表は前年度の進捗状況、下段は計画期間である5年間をまとめたものです。今回は、下段の表について概要をご説明いたします。

まず、総括的なこととして、一番下に文章で記載しておりますが、行財政改革実施計画は、5年間の計画期間を終え、取組項目101件中96件(95%)が実施済みとなり、計画期間中の歳入効果額は7億9481万円、歳出効果額は144億7353万2千円となり、歳入と歳出を合わせた総効果額は152億6834万2千円となりました。

それでは、5カ年の進捗状況の表をご覧ください。

まず、1つ目の基本方針である「財政の健全化」についてですが、取組項目件数42件中、41件が実施済みとなりました。未実施の取組項目1件は、「配分型予算編成導入の検討」でございます。これは、各部門に予算編成の権限と責任を委ねるというものですが、現段階で

の導入は見合わせ、引き続き検討するものとしたしております。

右側の実績評価の欄ですが、計画以上と計画通りの計が38件で、計画見直しが4件となっております。計画見直しの内訳は、スケジュール通り実施できなかったものが先ほどの「配分型予算編成導入の検討」の1件、いったん実施したものの状況の変化により計画の見直しが必要となったものが「一般財源ベースでの枠設定」「起債の新規発行の上限設定」「使用料及び手数料審議会の設置」の3件でございます。「一般財源ベースでの枠設定」と「起債の新規発行の上限設定」は、いずれも国の施策等による事業の増加による影響、「使用料及び手数料審議会の設置」は、3年後の見直しにあたる昨年、本町の経済状況を考慮して審議会の設置を見送ったためでございます。

その右側、効果額ですが、歳入効果額として7億9511万1千円、歳出効果額として126億3205万6千円でございます。主なものを額の大きい順にご紹介しますと、歳入については、各種使用料・手数料の見直しによる効果が約3億4000万円、水道料金の格差解消と受益者負担の適正化による効果が約2億3000万円、遊休町有財産の積極的処分による効果が約1億1000万円となっております。歳出については、事業規模の縮小や休止、事業コストの削減、着手時期の延期による効果が約33億2000万円、公債費適正化計画の策定による公債費の抑制効果が約32億9000万円、シーリングの設定による物件費のカットの効果が約31億3000万円、特別職及び一般職の給料等の削減による効果が約18億8000万円となっております。

次に、2段目の「人材の育成」でございますが、9件の取組項目中、実施済みが8件で実施できなかった取組は「人事管理システムの構築」でございます。これは育成型ジョブローテーションと複線型人事制度の導入を目標としておりましたが、引き続き検討することとしたしております。実績評価は9件全てが計画通りとなっておりますが、これは先ほどの「人事管理システムの構築」が目標達成年次を当初は平成23年度と設定しており、これまで5年間の推進スケジュールを「検討」としていたことによるもので、「計画通り検討を行ってきた」という整理でございます。少々分かりにくい整理かもしれませんが、ご了承願います。

歳出効果額はマイナス550万7千円となっておりますが、その理由は、民間経営者の採用による経営的手法の導入を目指して任期付き職員の採用を行ったことによる人件費増加額をマイナスとみなし、その他の効果額と相殺した結果でございます。本来であれば、経営的手法の導入によるプラスの効果というものも加味すべきとは思われますが、算定が難しいため、このような整理といたしました。このような算定が難しい効果をどのように評価していくかは、今後の課題ではないかと考えております。

次に「事務事業の整理合理化等」は6件の取組項目中5件を実施しました。未実施項目は「事務手続きの簡素化」というもので、各種申請書の様式等の見直しが主な内容ですが、今後も検討が必要と考えており、計画見直しとして整理しております。効果額ですが、歳入歳出ともに0としております。

次に「民間委託等の推進」ですが、8件の取組項目中7件が実施済みです。未実施は「コミュニティ関連施設の地区自治会等への移管の検討」で、コミュニティ関連施設とは具体的には浦桑等5箇所の生活館を指しています。こちらも目標年次を平成26年度と設定しており、これまで5年間の推進スケジュールを「検討」としてきたため、実績評価としては計画通りと整理しております。歳入効果額はマイナス30万1千円、歳出効果額は707万4千円でございます。なお、歳入効果額のマイナス30万1千円は、若松ディアパークを休止したことによる収入の減でございます。

次に「組織・機構の見直し」ですが、14件全ての取組を計画通り実施いたしました。歳出効果額が1億8048万8千円です。

次に「定員管理と給与の適正化等」ですが、9件全ての取組を計画通り実施いたしました。歳出効果額として16億5633万6千円ですが、その主なものは、定員適正化計画による職員削減の効果が約7億8000万円、勸奨退職制度の拡充要請による効果が約5億9000万円でございます。

最後の基本方針「町民との協働に向けた環境づくり」ですが、13件の取組項目中12件を実施し、未実施のものは「行政の意志決定のルール化・手続きの簡明化」です。これは、各種許認可業務について標準処理期間を定めるというのですが、いまだ完了していないため、計画見直しの必要があると整理しております。なお、もう1件の計画見直しは「地域担当職員の導入」で、いったん実施したものの、協働のまちづくりへの移行のため計画見直しとして整理いたしました。歳出効果額は308万5千円です。

よって計の欄ですが、取組項目101件中96件を実施済み、実績評価としては計画以上と計画通りが合わせて94件、計画見直しが7件、歳入効果額が7億9481万円、歳出効果額が144億7353万2千円となっております。

～引き続き、「財政の健全化」及び「定員管理と給与の適正化等」の実績について、資料4の関係部分を読み上げ～

#### 【議長】

事務局に「長期財政見通し収支計画」の説明を求めます。

#### 【事務局】

それでは、本町の長期財政見通し収支計画について説明させていただきます。

見通しの試算期間は、平成23年度から32年度までの10年間であります。これは、第1回の委員会において、本町の財政の現状について説明させていただきましたが、普通交付税の合併算定替と激変緩和期間及び一本算定となる平成32年度を見通す必要があるからでございます。

この収支計画は、平成21年度決算及び平成22年度9月補正後の予算を基礎として一定の仮定に基づいて作成しておりますが、1ページから3ページまでは、その仮定の内容を記載しております。

4ページは、その仮定に基づいて作成した、普通会計における長期財政見通し収支計画であり、単位は百万円であります。

5ページから8ページまでは、参考資料として、主な歳入歳出の項目について、棒グラフにより表示しております。

それでは1ページの中ほどをご覧ください。

まず、町税のうち の町民税につきましては、人口減少を反映して試算しております。の固定資産税のうち土地、家屋につきましては平成24年度と27年度及び30年度の評価替えを反映し、償却資産につきましては新規取得を見込まず10%減で試算をし、交付金については24年度までは22年度と同額とし、25年度以降は5%減で試算いたしております。 の軽自動車税につきましては22年度予算額を基礎として同額で試算し、 の町たばこ税につきましては22年度予算額を基礎として減収で試算しております。

地方交付税につきましては、国の交付税予算総額と算定方法が変わらないことを前提として、今年度の普通交付税決定額と同額を基礎に から までを勘案して試算しております。

まず、人口につきましては(財)九州経済調査協会の将来推計人口を基に、平成22年度と平成27年度の国勢調査人口の減少を反映しております。ちなみに、この将来推計人口の平成22年度国勢調査人口は、対平成17年度国勢調査人口から2465人の減と見込んでおりますが、住民基本台帳上の人口は平成17年度から平成22年度までに3100人減少しておりますので、実際には2465人を超える人口の減少となることが予想されます。

の合併算定替えの終了につきましては、平成27年度からの激変緩和措置5年間と、平成32年度からの本来受けるべき交付税、すなわち一本算定を試算いたしております。の公債費に係るものにつきましては、借入れ予定額を基に積み上げ方式で試算いたしております。の地方再生対策費・包括算定経費、いわゆる新型交付税につきましては、法改正等が今後どのようになるか不明ですので、23年度以降について22年度と同額として試算いたしております。の臨時財政対策債は、23年度から26年度までは22年度と同額として試算し、平成27年度以降は本年度の一本算定額と同額で試算いたしております。

次の国・県支出金につきましては、普通建設事業に係るものについて、平成26年度までは21年度に策定した本町の振興計画により個別に試算し、27年度以降は26年度と同額として試算いたしております。また、その他については歳出の見通しに応じて試算いたしております。

町債につきましては普通建設事業に連動させておりますが、臨時財政対策債はその性質上、町債から除外し、地方交付税として試算いたしております。なお、合併特例債による基金積立分につきましては発行可能額26億2200万円を全額借り入れる場合を想定して、平成19年度に借り入れた9億5000万円に加えて平成24年度から26年度までの3ヵ年で残額の16億7200万円を借り入れるものとして試算いたしております。

次に歳出ですが、義務的経費のうち人件費につきましては、定年退職者数及び新規採用予定者数の動向を考慮して試算し、退職手当負担金は市町村総合事務組合の計画に基づき試算いたしております。扶助費につきましては、本年度9月補正後の予算を基礎として制度改正等の増減見通しにより試算いたしております。公債費につきましては、これまでの町債借入分に係る元利償還金に、これからの町債借入予定額に係る元利償還金を加算して見込んでおります。

投資的経費につきましては、平成26年度までは21年度に策定した本町の振興計画により試算し、27年度以降は26年度と同額として試算いたしております。

その他の経費のうち物件費と補助費等につきましては、本年度9月補正後の予算額を基礎として同額を見込んでおります。繰出金につきましては、各特別会計の見通しにより試算いたしております。積立金につきましては、22年度については最終予算見込額を計上し、それ以降については、単年度ごとの収支不足額を明確にするため運用利息以外は計上いたしておりません。基金調整額につきましては、22年度は最終予算見込額を計上し、それ以降については単年度ごとの収支不足額を明確にするため計上いたしておりません。

基金積立額につきましては、基金調整額を財政調整基金及び減債基金で対応した場合の残高を記載いたしております。

町債現在高及び実質公債費比率につきましては、この計画による借入額及び償還額を反映した現在高を記載いたしております。

それでは、4ページの表をご覧ください。



年度間における増減額が大きいものについて申し上げますと、歳入の分担金・負担金のうち、平成20年度決算1億9700万円に対し平成21年度1億400万円と9300万円の減少となっておりますが、これは、老人ホーム朝海荘の民間譲渡によるものであります。その下の国庫支出金の平成21年度決算額の増加については、地域活性化・経済対策臨時交付金などによるものであります。

歳入の「その他」の平成21年度決算は、生活対策臨時交付金分の基金繰入金とオータムジャンボ分配金により増加しております。

歳出のうち、投資的経費の平成21年度決算と22年度見込が高額になっているのは、地域活性化・経済対策臨時交付金などによる事業の増加が主な理由であります。

補助費等の平成20年度と21年度決算額が増加しているのは、定額給付金や子育て応援特別手当が主な要因であります。また、平成27年度から1億3800万円減少しているのは、漁業再生支援交付金事業が終了する予定でありますので、それに伴う国・県支出金相当額の減少を見込んでおります。

収支差引の行が、平成28年度以降表示の赤字になっておりますが、これは、この計画どおり財政運営を行い、かつ、基金繰入金による調整を行わない場合の試算であります。その対策として、基金調整額（基金積立金）において、平成23年度から27年度までの間に、減債基金の積立を行う計画にしております。しかしながら、下段の積立金現在高の欄にあるとおり、平成32年度には減債基金は枯渇し、さらに財政調整基金もいっきに減少することになります。交付税が一本算定となる32年度以降の財政運営が厳しいという見通しになるということでございます。

以上で、収支計画の説明を終わらせていただきます。

**【議長】**

これまでの説明全般に関してご質問ありませんか。

**【委員】**

新上五島町長期財政見通し収支計画についてですが、4ページの平成22年度の人件費に対し、23年度と24年度の人件費が多くなっているのはなぜなのでしょう。

**【事務局】**

人件費は職員の人件費と、それ以外に選挙の投開票の立会人報酬や各種委員の報酬も入っております。選挙がある年ですので、それを見越して総人件費が増えているということでございます。

**【委員】**

同ページですが、平成21年度の投資的経費と物件費が前年度より増加していることについてのご説明をお願いします。

**【事務局】**

国の経済対策臨時交付金や生活対策交付金がありまして、その事業で投資的事業と備品等を購入した関係で物件費も増えたということでございます。全て経済対策関係の国からの補正に基づく交付金事業がその要因となっております。

【議長】

物件費とは具体的にはどのようなものですか。

【事務局】

学校備品などです。

物件費の中に、経済危機対策臨時交付金分が1億8851万6千円、生活対策臨時交付金分が残りの2640万円で、2億1498万4千円がこの交付金となっています。

【委員】

その後の見込みをこの決算で見込まれるということは、そのまま今後も出ていくということですか。

【事務局】

ここだけ見るとそういう風に見えますが、経済対策関係で買った物件費の分は当然これ以降は見込んでいません。委託料がありまして、それも物件費の中でカウントされます。その委託料が平成22年度以降ずっと増えていきます。

【議長】

その委託料というのは、例えば温泉荘の指定管理者の委託料とかそういうことを考えているのですか。

【事務局】

温泉荘はこちらから払うものはございません。逆にもらうようになっております。

【委員】

休憩前の説明の分で、資料4 平成21年度進捗状況の8ページの39「悪質滞納者への行政各種サービスの制限の検討」なんですが、「未納がある者については、入札及び町営住宅入居制限を行っている」ということですが、未納というのは具体的にはどのようなものが入っているのでしょうか。

【事務局】

未納に関しては、消費税も含めて町税全般です。

【委員】

消費税を納めていないと入札出来ないと聞いたのですが。

【事務局】

国税については、入札の公示について参加資格ということで満たしています。他の市町村については若干事例がありますけれども、国税である消費税や地方消費税を滞納したからといって、指名願が出せなかった業者はございませんでした。

【議長】

地方交付税は平成27年度から合併による特例が10%、30%と減っていきますよね。そうすると、特別措置の25億2300万円が初年度は10%落ちるような形になると第1回で説明されましたが、26年度から27年度は2億5000万減っていないと思うのですが、どのような計算をされているのでしょうか。

【事務局】

単純に、合併算定替で今年度の差額で前回は説明させていただきました。そこだけ見ていくとそういう計算になるのですが、これを作る段階では当然、算定替えて10%ずつ減っていくものと、平成22年度国勢調査に伴う人口減少による影響があります。需要額を減少で見込んで、その分地方税の減収が平成25年度から大きくなっていますので、そこで需要額と収入額との差を基準財政収入額が減るので、交付税としてはある程度またつけるというような試算をいたしました。

【議長】

交付税の算定法は従来と変わらないということであれば、合併特例が減ってくれば当然人口も減ってきていることから控除の減り方が少ないなと思ったものですから。税が減るから控除も増えるという考え方ですね。分かりました。

特別措置は28年度の時3割減れば、26年度よりも7億5000万くらい減るんですよね。税はそんなに落ちていないのではないですか。

【事務局】

普通交付税の段階で見るとそのようになるのですが、臨時財政対策債がセットになりますので、トータルで見ると5億の減ということになります。

臨時財政対策債は、町債ではなく交付税としてその性質上カウントせざるをえないのです。ですから、普通交付税は平成27年度でいきますと80億9000万円と5億2000万円を足して、86億1000万円が交付税額となります。ですので、平成26年度の91億4100万円に比べると5億の減少になるということです。

【委員】

資料4の5ページ、進捗状況一覧表の5「特別職及び一般職の給料等の削減」の給料月額について一定額の削減をするということについて、町民の声をたまたま耳にしたことがあります。財政健全化を図るという立場から、職員の皆さんにも給料の削減によって相当な痛みを受け、それを町民と共に分かち合ってきたということについては、非常に高く評価をしているようであります。そこで、「特別職の給料月額の20%減額及び一般職の給料月額の10%削減はH22.3.31をもって終了した」このことについての問いもあるわけなんですね。相当な努力によって、健全化に向けて改善をされてきたということは感じているわけですが、町の財政は依然として厳しいというようなことで、さらに痛みを分かち合っていないんじゃないかというような気運が高まっているわけでございます。「H22.3.31をもって終了した」ということについて、まだ考えるべきことがあったんじゃないかと町民は疑問を持っているわけでございます。このあたりの事情を説明していただければと思います。

### 【事務局】

合併後の非常に厳しい財政の中で、職員も特別職も町民も全てが1つになって、何とかこの危機を乗り越えていこうということで、職員給の10%削減、それから管理職手当についても40~50%カットするなどしてきました。財政健全化計画を5年間作りまして、第1期が終わったということで、ある程度の目途が付きまして一度終了したわけです。この5、6年間で職員数を100人近く削減しました。各支所にも十数名しかいない状況の中で頑張っているわけで、いつまでも削減していくよりも、いったん5年間で終了し、職員の士気を高めて次の段階に入っていくことが必要ではないかということで今回終了させていただきました。職員数も減らず、給料も減らず、全てマイナスとしますと、デフレスパイラルで停滞していくことも考えられます。第2期に向けていったん戻したうえで、職員には給料相当以上の働きをしてもらうという意味を込めて終了させていただいたわけです。給料を増やすことによって、例えば消費動向がプラスに働いてくれればと思います。

### 【委員】

同じ資料の4ページ、110「地域担当職員の導入」ですが「いくつかの集落による自主的自治組織地域づくり協議会をつくり、これに対して地域担当職員を配置する」ということで、このことは別の会合で討議されまして私も賛同していたのですが、その後形が見えないのですが今後どのように進められていくのかお聞かせください。

### 【事務局】

地域担当職員の導入につきましては、現在同じような趣旨で協働のまちづくり計画というものを策定しております。現在の状況ですが、地域づくり協議会を設立するという事でまちづくり推進課としましては、登録の準備をいたしております。現在のところ、3地区において協議会の設立を図るということで担当職員が動いております。

### 【議長】

町長にお尋ねしたいのですが、一般職の給料10%削減は昨年で終わったということでした。職員の協力もあって、財政再建団体への転落もなくなったし、行革も軌道に乗っているのだらうと思います。一方で新上五島の人口がどんどん減っていくということですが、職員数の今後の計画をみると、平成32年には現在の職員数からさらに150人ほど減らさなければならぬという計画になっているようですね。ワークシェアリング的な考え方で職員削減のペースを下げて、職員の給料を落とし、人件費のトータルとしては変わらないというような考え方が導入出来ないものかと思います。非常に難しい話かもしれませんが、新上五島町のように雇用の場がなければ、雇う職員を減らせば即人口減に繋がっていくのではないかと思うのですが、どうお考えでしょうか。

### 【町長】

なかなか難しい問題ですが、大分県の姫島はすでに導入しているようで、雇用の場が役場しかないということで、職員の給料を下げ、下げた分で人を雇うということをしているようです。今は公務員の給料表に従ってやっていますが、国の方で公務員改革が言われており、国家公務員の給与を20%削減する代わりに、独自の給料表を作りストライキ権を与えると

いう状況になってきております。そのような状況で、給料を独自に減らすことが出来るのでしたらそれも考えられます。ただ、今のところは人事院勧告を尊重するという立場でやっているものですから、簡単に給料を減らすわけにはいかず、減らす時は時限的な措置しか出来ないわけです。雇用の受け入れがないからといって職員を増やすことは、確かに厳しい島の状況では必要な部分もあるわけですが、公の部分減らしていったら、民間が出来ることを民間に移していき、どうしても行政が担わなければいけない部分を担っていくということの方が将来的にはいいような気がいたします。

**【議長】**

現行制度では非常に難しいことだと思いますが、長期財政見通し収支計画を見ると、28年度以降は赤字なんですよ。歳出の全体の割合で人件費が20%超、公債費が20%超、扶助費は今から増える一方だろうと思いますし、そうすると人件費で職員の協力を仰ぐ以外にどうにもならないのではないかと思いますので、今からはそういう考え方もあるのではないかと思います。

**【町長】**

そうですね。その時の世の中の流れがどうなっていくか、交付税制度がどう変わっていくか。補助金が一括交付金化と聞いています。例えば、医療の補助金、漁港、港湾、様々な農業などが一括交付金化されて、その分野ごとに何にでも使えるという状況も考えられます。将来的にはどうなってくるのか分からない部分もあります。特に今、全く活かされていないのが山林なんですよ。この山林をもう少し価値あるものにしていく必要があるのではないかと思います。例えば、間伐材や伐期を迎えている50年物の木がたくさんあるのに、もちろん手入れもされておらず非常に痩せてはいますが、島の産業を見直す必要があると思います。そういったことで産業を新しく作り出して、変えていかなければならないという思いです。

**【委員】**

平成21年度 行財政改革実施計画の4ページ、46「使用料及び手数料審議会の設置」を21年度は見送ったとのことですが、22年度以降はどのようにお考えなのでしょうか。

**【事務局】**

財政健全化を図る上で収入の確保ということで、今回は歳出削減と収入の確保の中で使用料・手数料を見直しということをお願いしたのですが、財政の方としても収入を増やしたいという考えを持っています。ただ、現在の公共料金、手数料や施設使用料も含めて全般に、住民が負担できる限度ではないかと判断しております。ですので、使用料・手数料を増やす審議会は開催することが出来ないかと判断いたしまして、収入の確保をするということは財政の見通しを立てる上で講じていないというのが現状であります。

**【委員】**

そうすると、今度も値上げするとかそういうことは考えてないのでしょうか。

**【事務局】**

水道料金は、今後、国の制度が大きく変わる見込みです。現在簡易水道で行っているの

すが、上水道並の取扱いにならざるを得ない状況になっています。そういう国の方針通りに進みますと、当然独立採算ということになってきますから、一般会計でカバー出来る内容ではありませんので、水道料金はその時になればかなり増えるということが予測されます。国保等はその時の制度で若干変動するとは思いますが、それ以外の手数料や使用料については増やそうという意図は今のところございません。

**【副町長】**

今事務局の方から財政計画上の方針は説明がありましたが、若松地区で地区バス事業を行っているのですが、このバスの運営について、将来的には民間移譲等も予定をしております。民間移譲をする時に、今の西肥バスの運賃レベルと町営バスの運賃の格差が大体7～8割程度あるということで、来年の4月からバスの格差を西肥バスの9割程度に調整しようという事で、町営バスの値上げだけ検討しておりますのでご理解いただきたいと思います。

**【委員】**

地方交付税についてですが、平成27年から合併算定の激変緩和措置5年間で、26年に100億あるのが70億になり30億減るということですが、5年間でこういった形で減るということは国から確定されているのでしょうか。

**【事務局】**

これは交付税の合併特例ということで、10年間の合併算定替が補償されて、あとの激変緩和5年間で自治体が本来受けるべき交付税の額にしようという事です。ですので、合併イコール1つの自治体としてのサービス形態の全て、歳入も減るのでそれに合わせるように見直せというのが合併の趣旨だと思っております。

**【委員】**

起債残高も16年に400億円あったものを100億円減らして、21年に300億円にするということで、27年からも非常に厳しくなると思います。

進捗状況5ページの起債制限比率についてお聞きしたいのですが、13.2%というのは、これを下回ったら起債できないということなんでしょうか。

**【事務局】**

長期財政見通し収支計画の4ページの一番下に実質公債費比率というのがありますが、財政健全化法が平成19年に制定されてから、こちらの指標を使うことになっております。

早期健全化基準が25%、財政再生基準が35%で、健全化基準の25%を超えると早期健全化団体ということで、起債の制限も受けずし、法律に基づく健全化計画を作る必要があります。35%になって再生基準になりますと、国の管理下に入ります。

**【委員】**

4ページの財政見通し計画なんですけど、例えば、平成17年の人件費は39億円で職員給が28億7000万円、21年度決算で職員数が591名から513名に減っている中で、職員給は28億7000万円から23億4000万円、約5億減っています。総体的な人件費は逆に増えているというところをご説明いただければと思います。

**【事務局】**

これは退職手当の負担金が大きき理由です。あとは委員報酬等も要因になりますが、退職手当が一番の原因だと思っていただければよろしいかと思います。

**【委員】**

人件費ですが、例えば21年の人件費が39億6400万円で職員給が23億4100万円、あとの分の人件費はどうなんでしょうか。事業支弁人件費ということなんでしょうけども、これはどういった人件費なのか説明をお願いします。

**【事務局】**

事業費支弁人件費というのは、建設事業をする時にその事業に必要な職員を貼り付けて、その事業をすることによって発生する人件費というような分類をいたしております。建設事業に係る職員は、事業費支弁の方で支出するという事です。人件費を計算する時は、人件費と事業費支弁人件費を合わせてみるのですが、財政の分析上は投資的経費の中に含まれるということになります。

職員給と人件費の差額ですが、退職手当負担金が8億8100万円、委員報酬が1億700万円、議員報酬が7300万円、特別職給が2600万円ということで、これらを合計したものが主な差額となります。

先ほどの委託料の増加の件ですが、各費目毎に申しますと、農林水産業で5700万円、衛生費関係で3973万6000円、商工費で4253万円、民政費で2679万4000円増加となっております。具体的には、農林水産業でいくと、ふるさと農業担い手育成では2323万4000円、有害鳥獣対策関係で400万円の増となっております。衛生費関係では、各種健診委託で1600万円、汚泥再生処理センター委託で2900万円の増、民生費関係では、地域振興で2679万円の増加となっております。それを22年度以降も同額と見込んだ場合の額となっております。

委託料が今一番大きかったのですが、使用料や役務費や需用費とか物件費について、消耗品関係を抑えてきたんですが、もう限界にきていると判断してそこはそのままにしています。若干19年度・20年度の削減額を維持していくのは難しいと判断いたしました。

**【委員】**

収支計画で、職員数が32年度で274名(344名)となっておりますが、適正総人員というのはどれくらいなんでしょうか。

**【事務局】**

その団体の規模や面積、集落の数で変わってくると思いますが、財政的な面だけで考えれば類似団体の数値、最初に申し上げた修正値で215名となっておりますが、普通会計ではこの数値が妥当なところではないかと思っております。

**【委員】**

この人員というのは、最終的に自然退職での人員を仮定しての人数なんでしょうか。

**【事務局】**

委員のご質問のとおり、今後については年々の定年退職者を加味しての数値です。先ほどの分で、274名の計画なのですが、現在では新上五島町が430名と一番多くて、合併団体において現在の状況では、約270名程度の職員規模で出されているという形にも全国的にはなっております。

**【委員】**

町民税等の税の時効は何年なのでしょう。前は5年だったと思うのですが。

**【事務局】**

時効は変わらず5年です。

**【委員】**

21年度 実施計画進捗状況の8ページの取組項目36「悪質滞納者への対応の検討」を平成18年度に実施しておりますが、この結果で差し押さえ等はどれくらいになったのでしょうか。また、県との人事交流で収納対策班において職員が1名配属され、滞納処分処理が進捗されたとか、県職員から助言を受け町職員の知識向上が図れたとの事ですが、具体的にどのような事が図られたのかお聞かせください。

**【事務局】**

～委員会終了後、平成18年度の差し押さえ実績は債権を30件と回答～  
(人事交流の件)県職員が派遣されており、色々な取り組みを行っています。旧町時代は差し押さえまではなかなか踏み込めませんでした。預金の差し押さえなど財産差し押さえの手続きについてアドバイスし、去年は勤務先に対する給料の差し押さえもいたしました。そういった強制的な手段以外にも、地道に連絡するとか文書で納付をお願いするといったことについても町のやり方について見直しをしました。それからほぼ毎月勉強会を開き、法律的な解釈も含めて指導しておりました。

**【議長】**

先ほどの説明で、適正人員まで退職不補充でいくというお話だったのですが、ずっと退職不補充でいくと職員の年齢構成に差が出てくるのではないかと思うのですが、町職員の採用はどのように考えているのか説明をお願いします。

**【事務局】**

資料1の4ページに退職者と採用予定の人数が載っていますのでこちらをご覧ください。基本的には、消防職とか専門職の採用については、この件数の中で考えていくようにしております。一般職については、ほとんど変わらないので、現在の退職者と照らし合わせて、現計画ではこのように考えております。

**【議長】**

質疑応答が一通り終わったようですので、これからは意見交換の時間にしたいと思います。本委員会に諮問された事項は、「基本理念」「基本方針」「重点項目」の見直しに関する意見



を述べることにあります。

ただし、「基本理念」と「基本方針」は、全体を把握してからでないと思われ難いので、本日は、基本方針の1「財政の健全化」と6「定員管理と給与の適正化等」の「重点項目」に絞って意見交換を行いたいと思います。

これまでの具体的な取組項目について実績報告がありましたが、「この点については不十分であり、引き続き取り組むべき」といったご意見や、「今後は、新たにこのような取り組みを行うべき」といったご意見があればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

まちづくりについてお伺いしたいのですが、9月26日の長崎新聞で「合併したことによる不満というのはイベントに対する補助金が削られた事が一番大きい」という記事が載っていましたが、新上五島町ではどのようにやっているのかお聞かせください。

#### 【事務局】

イベント等の助成金は現在500万円ということで、6団体くらいあります。その中で事業費の2分の1を上限とさせていただきます。150万円ほど減ってはいますが、現在は各地区でやっており、将来的には合併をして実施しないと厳しいという状況ではありませんので、財政と話しながらこれ以上減らさないようにと思っています。

#### 【議長】

新聞によりますと、雲仙市は住民で開いて欲しいというような要望があったようですが、本町の場合には補助金がカットされたことによってイベントがなくなったとかいうことはないのでしょうか。

#### 【町長】

そういったことはございません。

全国的に合併した後の市民・町民のマイナス面がでてきています。合併で一番問題になったのは、集約化されるという、地域それぞれがやっていたイベントがなくなっていくという事が一番の問題となっています。本町としては、合併前は例えば祭りをするのに町が100%や70%、旧町においては50%出すとか色々ありました。それを統一しなければいけないという事で、やはり補助の要綱を定めて2分の1にしたんです。そしたら、半分は出し切れないという事で、祭りをやめた所もあります。北魚目の毎年やっていた祭りもなくなりました。それと、祭りの経費を抑えたところもあります。逆に町の補助金には頼らないということで、全て自分達の経費でやっているところもあります。町としては、半分は助成するが、あとは自分達で何とか頑張ってくれというところで支えていこうと思っています。

#### 【議長】

家族の話ではペーロンの練習でジュース代も出ないという話も聞いたという事で、そういうイベントの活性化はどういう風にしていけばいいのかなと思っていたのですが。

#### 【町長】

普通なら景気がよければ寄附が集まると思うのですが、今は景気が落ち込んでいますからなかなか集まらないと思います。ただ、今年は合併後初めて有川で花火大会をしたようですが、これは各郷が各家庭を回って300円ずつ集めてこの寄附も入れて開催したそうですか

ら、みんながその気になれば出来ないことはないと思います。これまでのように町がお金を出すからという時代ではありませんので、ある程度支えあって、自分達で地域の元気を作っていこうとなってくれればと思います。

#### 【委員】

雇用の場がなかなかないと思うのですが、例えば奈良尾地区の方で朝海荘を民間に委託して、そこでの雇用の場がかなり民間に広がってきました。それから消防跡地を民間の方が買い取ってディサービスをしており、そこでも雇用が発生しているんですけども、福祉関係のほうでまだまだ需要があるとは思いますが、どの程度あるのかお聞かせください。

#### 【町長】

今回、温泉荘については民間の方で経営していただくという事も進めており、業者も決まっております。少子化の中でこれからどうなっていくか分かりませんが、民間の保育所はやっていけない時代が来ると思っていますので、その場合は公立保育所があることによって、民間経営を圧迫するということであれば、民間の方にシフトしていくということも必要になってくると思いますし、色々な施設を抱えています、民間でできるものについては降ろしていきたいと思っております。

#### 【事務局】

公共施設の見直しということで実施計画を作っております、平成20年12月に基本方針を作りました。この中で、民間移譲に向けて検討するものというのがあります。例えば、すでに終わっていますが、有川水産加工施設と朝海荘をこの計画に基づいてやっております。今後の計画としては、高齢者生活福祉センター、有川地域福祉センター、漁村センター、椿油加工場等いくつか計画を作って、各部署で実施計画に基づいて各関係者の方と今後協議をしていくということで考えております。

#### 【委員】

公務員であれば一番ありがたいのですが、民間のパートでは8万円という金額でも非常に助かるんですね。そういうパートで働く場所を増やしていただければ、民間の方も助かると思うのです。

観光面でどのようにお考えでしょうか。

#### 【町長】

島の人口が減少している中では、観光人口を拡大するしかないわけです。もちろんＩターンやＵターンもやっておりますが、あとは観光客を増やしていくということで力を入れております。教会巡りや世界遺産候補巡りで以前よりは増えてきております。この夏も、ほとんどのホテルが満杯だったと聞いております。今後狙うのはやはり中国ということで、知事が新しくなってからアジア戦略として中国から観光客を引き寄せるといった戦略を立てております。五島列島にも外国人観光客を引き込もうという事で、10月に私（町長）と五島市長、知事、副知事、観光推進本部とで会議を開きまして、韓国語と中国語ができる人材を育てようと研修をしております。そういった受け入れ体制を整えてから、観光客を増やしていこうと思っております。尖閣諸島の問題がありますが、先々は韓国と中国は絶対に逃してはなら

ない観光客だと思います。五島市は韓国から直接乗り入れる飛行機関係をやっているようです。本町は飛行場が使えませんので、客船を入れようという話をしております。大型客船が寄港できるようにしてほしいと言っているのですが、水深の問題や岸壁の長さ等でまだまだ難しいようです。11月には相河岸壁沖合いに停泊して、船で連れてきて待ってもらおうということを考えております。観光と物産には力を入れていく必要があると思います。すでに観光地の案内板を中国語と韓国語版で作り上げております。あとは受け入れの人材ですね。それから、先の話になりますが、中国・韓国観光客に興味をもってもらえる商品を店に置いてもらえれば案内が出来るのではないかと考えております。

**【議長】**

大体、ご意見も出尽くしたようでございます。

今回いただいたご意見については、答申の中で反映できるものにつきましては反映いたします。

～次回日程協議～

(10/21とし、次回から開始時間を13:00、終了時間を15:30へと変更。  
次回は11/5を予定)

～閉会～